

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
銀行法施行規則		
1	<p>銀行法施行規則案第 34 条の 6 並びに保険業法施行規則案第 209 条及び第 211 条の 72 では、銀行主要株主等に係る認可申請書の添付書類として「取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書」が規定されているが、当該規定は主要株主に監査役の設置を義務付けているということか。</p> <p>監査役を設置を義務付ける趣旨ではないということであれば、当該規定は「取締役（監査役設置会社にあつては取締役及び監査役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書」とすべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>銀行法及び保険業法では、銀行主要株主等について監査役の設置は義務付けておりません。</p> <p>監査役を設置していない法人に係る銀行法施行規則第 34 条の 6 等の規定については、取締役の履歴書のみを認可申請書に添付すれば足りると解されます。</p>
2	<p>事業報告の記載項目について会社法施行規則と同様に経過措置を付けて欲しい。</p>	<p>改正府令附則第 4 条において経過措置を設けております。</p>
3	<p>上記の経過措置がある場合、会社法の法務省令と同様に招集決定時点や事業報告監査時点で改正法を適用するか否かを分けると思うが、当該経過措置の考え方（招集の決定時点とは何か）などは法務省の見解と同じと考えてよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、別段の定めがある場合を除き、会社法等の適用を受けるものと考えられます。</p>
4	<p>会社法の改正と同様の銀行法別紙様式の改正事項の考え方は、法務省の考え方と同様でよいか。例えば「社外取締役を置くことが相当でない理由」の内容など。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

5	事業報告に記載する業務の適正を確保するための体制はいつ時点の内容を記載すればよいか明示して欲しい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、業務の適正を確保する体制の整備について決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載してください。
6	銀行法が改正されていないようだが監査等委員会設置会社の機関設置を採用できるのか明確にして欲しい。	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第91号：平成26年6月27日公布）により、銀行の機関にかかる規定（銀行法第4条の2）について改正されています。
7	会社法の改正により参考書類の記載事項も変わるようだが、参考書類の記載事項及び経過措置については、会社法および会社法の法務省令の適用を受けると考えてよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、別段の定めがある場合を除き、会社法等の適用を受けるものと考えられます。
8	慣例的に別紙様式の様式や項目をそのまま使うことが多いが、該当しない事項（例えば、機関に監査等委員や会計参与が無い場合）は、該当しない内容・項目自体を削除してよいか。それとも項目を残して「該当がない旨」を明示すべきか。	該当しない内容・項目についても削除はせず、該当がない旨を明示してください。
企業内容等の開示に関する内閣府令		
9	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2について、臨時報告書は、「株式等売渡請求の通知がされた場合」と「株式等売渡請求を承認するか否かが決定された場合」とでそれぞれ提出するのか、それともいずれか一方の場合のみ提出すればよいのか。	株式等売渡請求は、特別支配株主から会社法第179条の3第1項の規定による通知が行われ、当該会社の業務執行機関により当該通知に係る株式等売渡請求を承認するか否かが決定されるという経過を辿るところ、臨時報告書については、当該特別支配株主からの通知が行われた場合と当該株式等売渡請求を承認するか否かが決定された場合の双方について提出することを要します。もっとも、かかる通知及び決定が近接した時期になされた場合には、まとめて一通の臨時報告書に記載・提出することで足りるものと考えられます。

10	企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(36)hについて、第二号様式記載上の注意(56)iと同様の改正をした方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、別紙2のとおり修正いたしました。
保険業法施行規則		
11	<p>保険持株会社用の保険業法施行規則別紙様式第15号の2において記載することとなっている、</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>9 特定完全子会社に関する事項</p> <p>10 親会社等との間の取引に関する事項</p> <p>11 会計参与に関する事項</p> <p>について、少額短期保険持株会社用の別紙様式第16号の26においては記載がないがどこに記載するのか。</p>	少額短期保険持株会社において、当該項目への該当がある場合には、別紙様式第16号の26の「その他」項目に、当該項目を掲げて記載することになります。
12	<p>別紙様式第15号の2及び3において記載することとなっている、</p> <p>2(2)親会社等との間の取引に関する事項</p> <p>については、別紙様式第16号の26においては記載されていない一方、別紙様式第16号の27においては記載がある。これは整合性がとれていないのではないか。</p>	ご指摘のとおりです。別紙様式第16号の27を修正し、当該項目を削除します。
労働金庫法施行規則		
13	<p>労金規則第66条第2号イ等の「会員による合併の差止請求」について、当該請求を受けた場合の関係書類を、第69条第1項(合併認可申請の添付書面)における合併認可申請の添付書面の一つとして規定しておく必要はないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正致します。</p> <p>なお、労働金庫法施行規則のほか、ご指摘いただいた事項につき、関連する法令においても、同趣旨の修正を行います。</p>